

《上水道を新たにご使用されるお客様へ》

『初めての検針及びご請求について』

水道メーターの検針は、検針対象月の1日から15日頃までの間にお伺いします。
水道料金のご請求は、検針に伺った月のおおむね25日前後に送付させていただきます。
基本的に、2か月に1度の検針及びご請求となります。
ただし、月の途中からのご使用の場合は下記のように計算されますのでご了承ください。

使用期間(名称)		0.5か月	1か月	1.5か月	2か月
使用日数		1～15日	16～30日	31～45日	46日以上
基本水量		0～4m ³	0～8m ³	0～12m ³	0～16m ³
基本料金 (消費税8%込)	φ 13mm	815.4円	1,630.8円	2,446.2円	3,261.6円
	φ 20mm	1,312.2円	2,624.4円	3,936.6円	5,248.8円

従量料金 (消費税8%込)	1か月使用	9～15m ³	16～30m ³	31～100m ³	101m ³ 以上
	2か月使用	17～30m ³	31～60m ³	61～200m ³	201m ³ 以上
	1m ³ 当り	205.2円	232.2円	253.8円	270.0円

※ ご注意

◎ 使用期間が0.5か月のお客様で、使用水量が4m³を超えた場合は1か月の基本水量及び基本料金となります。

例：口径φ 13mmで使用水量が10m³だった場合

ご請求額：1,630.8円＋205.2円×(10m³－8m³)＝2,041円（消費税込）

◎ 使用期間が1.5か月のお客様で、使用水量が12m³を超えた場合は2か月の基本水量及び基本料金となります。

例：口径φ 13mmで使用水量が20m³だった場合

ご請求額：3,261.6円＋205.2円×(20m³－16m³)＝4,082円（消費税込）

◎ 使用水量の有無にかかわらず基本料金が発生しますのでご了承ください。

☆ お支払いは、納入通知書記載(裏面)の金融機関またはコンビニエンスストア等にてお願いいたします。

☆ 便利な口座振替をおすすめします。(お手続きは金融機関窓口となります。)

★ お引越しなどで、上水道の使用をやめるとき(閉栓)、長期にわたって水道を使用しないときなどは、3日から4日前までに下記までご連絡ください。

山武郡市広域水道企業団 お客様センター

Tel 0475-50-4132

平日 午前8時30分から午後5時30分

(日曜・祝祭日・年末年始を除く)

土曜 午前8時30分から午後12時00分